

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の 主な施策の変更点と取組・依頼一覧

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
1. 医療提供体制【入院】	①幅広い医療機関の対応(入院)	「移行計画」に基づき、確保病床の対象を縮小しながら、幅広い医療機関での対応へ段階的に移行 - 医療関係者等に対しては、受入可能病床に関する情報をG-MISにより共有	「移行計画」を延長し、確保病床に限らない入院患者の受入促進等を更に進める - 対象等を重点化した上で確保病床の仕組みを継続 - 医療関係者等に対しては、受入可能病床に関する情報をG-MISにより共有	- 各医療機関におかれましては、確保病床に限らない、幅広い医療機関での入院対応をお願いします - 各医療機関・各関係団体・各消防等におかれましては、医療体制の情報の共有において、G-MISを活用いただくようお願いいたします
	②病院の設備整備等への支援	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、移行完了まで幅広い医療機関の設備整備を補助	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、対象範囲を見直した上で補助を継続	各医療機関におかれましては、当該補助制度も活用し、入院医療体制の確保への御協力をお願いします
	③公費負担(入院)	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 入院医療費について、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則2万円とし、公費支援を継続	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 入院医療費について、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を原則1万円に見直した上で、公費支援を継続	- 各医療機関におかれましては、別添の国事務連絡を参考としてください - 県は、制度について県ホームページ等を通じて周知します
	④病床確保料	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、補助単価等を見直した上で、補助を継続	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、補助単価等を見直し、対象等を重点化した上で補助を継続	各医療機関におかれましては、別添の国事務連絡を参考とし、入院医療体制の確保への御協力をお願いします
	⑤入院調整	「移行計画」に基づき、医療機関間による調整への移行を進める - 移行完了までは、入院調整本部による支援の枠組みを残す	- 医療機関間による調整を継続 - 完全移行に向けて、当面、入院調整本部による支援の枠組みを残す	各医療機関におかれましては、病診・病病連携による入院先決定の継続をお願いします

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
2. 医療提供体制【外来】	①幅広い医療機関の対応(外来)	- 名称を「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更 - コロナ対応できる医療機関の体制を維持、拡大	外来対応医療機関による診療体制を継続するとともに、さらに拡大(「移行計画」の項目に追加)	- 各医療機関におかれましては、幅広い医療機関での受入れについて引き続き御協力をお願いします - 県は、県民に対して、かかりつけの医療機関がある場合には、当該医療機関で受診するよう周知します
	②診療所等の設備整備等への支援	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、幅広い医療機関で対応できるよう設備整備等を補助	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、対象範囲を見直した上で補助を継続	各医療機関におかれましては、当該補助制度も活用し、外来診療における感染対策の強化への御協力をお願いします
	③公費負担(検査、外来診療、コロナ治療薬等)	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、コロナ治療薬は全額公費負担を継続 - 検査費用・その他外来医療費は公費負担終了	- 国方針にあわせて対応(全国一律の対応) - 国は、コロナ治療薬は、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続(1回の治療当たり、医療費の自己負担割合が1割の方で3,000円、2割の方で6,000円、3割の方で9,000円を上限として自己負担)	- 各医療機関におかれましては、別添の国事務連絡を参考としてください - 県は、制度について県ホームページ等を通じて周知します
	④対応医療機関の県ホームページでの公表	名称を「診療・検査医療機関」から「外来対応医療機関」に変更し、公表を継続(指定の方法等は従前の方法により継続)	継続	県は県ホームページ等を通じて周知します
	⑤経口抗ウイルス薬を取り扱う薬局の公表	県ホームページにおいて公表	継続	県は県ホームページ等を通じて周知します
	⑥抗原定性検査キットの薬局での販売	薬局において引き続き販売	継続	県は県民に対して、抗原定性検査キットについて、感染不安がある場合や症状がある場合に活用できる旨を周知します

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
3. 有症状者、患者への支援等	①受診・相談センター	名称を「積極ガードダイヤル」から「受診案内・相談ダイヤル」に変更して継続	「受診案内・相談ダイヤル」による相談体制を継続	県は県民に対して、症状がある場合は、まずは自宅で療養し、受診が必要だが受診先に迷った場合に相談ダイヤルを活用するよう呼びかけます
	①自宅療養者支援	- SMSによる療養支援情報等の提供は終了 - 自宅療養者相談センターの相談機能は、「療養者相談ダイヤル」として継続	「療養者相談ダイヤル」による自宅療養者の相談体制を継続	県は県民に対して、自宅療養中の心配ごと等の相談について相談ダイヤルの活用を促すとともに、「かかりつけ医」への相談も有効である旨周知します
5. 施設療養、施設支援	①クラスター対策（感染症医療支援チームの派遣等）	- 保健所と連携して、クラスター発生施設に感染症医療支援チームを派遣（感染制御と事業継続） - 保健所によるクラスター発生施設での行政検査について、一部検査を継続	- 継続 - 継続	支援チーム所属医療機関におかれましては、引き続き派遣協力をお願いします
	②往診可能医療機関登録・派遣	- 往診可能医療機関を126機関登録（R5.3.1現在） - 連携先のない高齢者施設等への往診をマッチング	- 往診可能医療機関を126機関登録（R5.9.19現在） - 継続	県は高齢者施設等に対して、入所者が感染した際の医療提供がスムーズとなるよう、事前に医療機関との連携を強化しておくよう依頼しますので、各医療機関におかれましては、相談先としての機能や往診等の対応等の御協力をお願いします
	③高齢者施設職員等への定期検査	高齢者施設、障害者施設の職員等に対して月8回の検査実施を継続	継続	県は高齢者施設等に対して、取組の周知を継続し、積極的な検査実施を促します

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点

区分	項目	施策の内容		取組・依頼
		5類移行後～R5.9末まで	R5.10.1～R6.3末まで	
6. ワクチン	①公費負担等	特例臨時接種をR6.3末まで継続し、全額公費で負担（接種勧奨や努力義務とする公的関与は、高齢者、基礎疾患のある方、初回接種の方に限定）	継続	県は県ホームページ等を通じて周知します
	②対象者、回数等	- R5年の新たな接種として高齢者等は2回、それ以外は1回接種機会を設ける - R5.5～R5.8: 高齢者、基礎疾患、医療・介護従事者を対象 - R5.9～R6.3: 生後6か月以上で初回接種を完了した全ての方を対象	- R5.9.20以降はXBB対応ワクチンを基本として追加接種（初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方を対象とする）を実施 - 初回接種についてもXBB対応ワクチンを基本とした接種を実施	県は県ホームページ等を通じて周知します
	③相談体制（コールセンター）	県と市町で共同設置（R5.9.1以降、接種券、接種時期、接種会場等の一般的な問合せは各市町の相談窓口等で、接種後の副反応等に関する専門的な相談は県コールセンターで対応を分担）	継続	県は県ホームページ等を通じて周知します
7. 情報発信	①新型コロナ対応の情報発信	- 県ホームページ「新型コロナまとめサイト」での毎日の感染者数公表は終了し、毎週の定点サーベイランスによる感染状況を掲載（専用ページ開設） 「新型コロナまとめサイト」は、掲載情報を修正して継続	- 継続 「新型コロナまとめサイト」は、随時内容を更新しながら情報発信を継続	県は知事会見・県ホームページ・SNS等を活用して情報発信します
8. その他	①医療資材の確保・供給	・県備蓄（国配給分を含む。）の医療資材（マスク、ガウン等の個人防護具）を必要とする医療機関に配布※厳密には、R5.9.29の13時まで	- G-MISを通じた緊急配布（SOS）要請の受付を停止（国一律の対応） - 配布が必要な医療機関から、県に対して要請するスキームに変更※厳密にはR5.9.29の13時以降	詳細については別途通知します